



川 越

2022 年 1 月

農委スポット情報



◇新規就農者紹介◇

今回は、大東地区で永山ブドウ園を経営されている永山泰さんを御紹介します。

永山さんは、都内でお仕事をされていましたが、3年前、実家に戻るのを機に以前から興味があった農業を始めようと一念発起し、埼玉県農業大学校を卒業後、いるま地域明日の農業担い手育成塾での研修等を経て、ぶどう農家として新規就農されました。

「イメージが変わるぶどうを作りたい」と、先輩のぶどう農家や地元の方の協力を得て、日々試行錯誤しながら生産に取り組んでいます。

裏表紙に、永山さんへのインタビューを掲載していますので、ご覧ください。

主 な 内 容

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ◇農業委員会会長年頭の挨拶…………… 2 | ◇川越市農業施策に関する意見書 …………… 3 |
| ◇農政課からのお知らせ …………… 4 | ◇ナラ枯れ被害が発生しています 他 …… 5 |

年頭の御挨拶

川越市農業委員会 会長 石川 秀夫



新年明けましておめでとう
ございます。皆様方には、日
頃から農業委員会活動への深
いご理解とご協力を賜り、厚
くお礼申し上げます。

本委員会におきましては、
昨年2月に農業委員及び農地
利用最適化推進委員の改選が
あり、改正農業委員会法の下
で2期目となる第25期農業委
員会をスタートさせました。

農業を取り巻く状況に目を
向けますと、農業従事者の高

齢化・後継者不足、それに伴
う遊休農地の増大といった慢
性的な問題に加え、新型コロナ
ウイルス感染症の流行等に
よる経済活動の縮小に伴いさ
らに厳しい状況にあります。

このような状況の中、農業
委員会としましては、農業者
の代表として、本市の産業の一
翼を担う農業の更なる発展の
ため、関係機関との連携を密
にし、全力を尽くす所存です。

結びとなりますが、皆様の
ご健勝とご多幸を心より祈念
申し上げます、年頭のご挨拶とさ
せていただきます。



農地を相続した場合は
「農業委員会への届出」
が必要です

農地の権利を相続等で取得
した場合は、農業委員会にそ
の旨を届出することが義務化
されています。農地の権利を取
得された場合は、農地法第3
条の3の規定による届出書の
提出をお願いします。届出書
は、農業委員会のホームページ
からダウンロードできます。

農地の管理は適正に
お願いします

耕作されていない農地に、
雑草が生い茂って困っていると
いった苦情が多数寄せられて
います。荒廃した農地は、病害
虫や火災の発生原因となるだ
けでなく、見通しが悪くなる
ことで交通事故を誘発したり、

ゴミの不法投棄の温床となる
など、地域環境に重大な影響
を与える可能性があります。
農地を所有する方は耕作をさ
れない場合も、定期的な耕う
んや除草など農地の適正管理
に努めるようにお願いします。

農地改良後は農地として
利用してください

農地に盛土等を行うことに
より農地の有効利用を図ると
きには、農地改良届（申請）
が必要になります。

また、農地改良後に雑草が
繁茂しているケースが多く見
受けられますので、農地改良
後は積極的に作付けをして農
地としての利用をするように
お願いします。

なお、不要な残土等を埋め
られないために、農地改良は
信頼のおける業者に依頼する
ようにお願いします。

優良農地の保全及び有効利用の推進のための 支援など23項目を要望

－令和4年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書を提出－



令和3年10月19日に川合善明市長に「令和4年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様の代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、令和3年9月28日開催の第453回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。

主な要望事項は以下のとおりです。

遊休農地の発生防止・解消について

農業者が遊休農地を借り受け、これを解消した場合における、借り手の農業者の負担の軽減を図るため、市独自の助成金等の支援制度を創設していただきたい。

また、市民農園や農業公園としての活用等について検討を進めていただきたい。

農道及び農業用水路の整備について

農業用機械の大型化に伴い、狭あいな農道、路面の凹凸や路肩が崩れている農道は、作業効率が悪くなるだけでなく、重大な事故にもつながりかねないため、速やかに補修を進めるとともに、幅員が確保できるよう、地域の要望を踏まえ、農道及び農業用水路の整備を推進していただきたい。

特に素掘りの水路については、台風等により水路が崩れ、用水の効率が悪化することから、農道及び水路の維持管理に効果的なU字溝の設置を積極的に推進していただきたい。

新規就農者等への支援について

就農希望者に対する相談窓口を設け、説明会や講習会の開催等により、積極的に確保・育成を図っていただくとともに、更なる支援の充実をお願いしたい。

また、経営規模の拡大や集団経営化など、農業者の多数を占める小規模農家の営農改善につながるような支援をお願いしたい。

女性農業者の支援及び育成について

農業に意欲的に取り組む女性農業者への支援のほか、市内で農業に親しめる女性向け講習会の開催等、女性農業者を育成する環境づくりを推進していただきたい。

農政課からのお知らせ

野焼きについてのお願い

野焼きは法律で禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は、認められています。ただし、生活環境の保全上、著しい支障を生ずる焼却は、行政処分等の対象となります。

野焼きを行う際は、以下の点に十分留意してください。

1. できるだけ民家や道路から離れた場所で焼却し、煙が民家に流れたり、道路の通行の妨げになったりしないよう注意してください。
2. 事前に近くにお住まいの方々へ声かけをしてください。
3. 焼却が終了するまでは、近くにいるようにしてください。

なお、農業を営むためにやむを得ない廃棄物は「農業残さ」のみです。肥料の袋や家庭ゴミ、伐採した庭の木の枝などを焼却することは、法律や県条例により禁止されています。処罰の対象となりますので、絶対にしないでください。

農業用マルチシートの処分方法についてのお願い

使用済みの農業用マルチシートは事業系のゴミとなります。家庭ゴミの集積所に捨てることなく、適切に処理するようお願いいたします。

アライグマ等による被害への徹底した対策を

アライグマによる農作物への被害を防ぐには、箱わなでの捕獲はもちろんのこと、アライグマ自体の生息数を増やさないことが大切です。

次のことに注意してみてください。

1. とれ過ぎた野菜や果実を、農地に放置すると、格好のエサとなり、増加の手助けとなるため、注意してください。
2. アライグマは年中エサを探しています。作物が無い時期だけでなく日頃から箱わなの設置をお願いします。
3. 耕作放棄地や切った枝置き場、物置などが休息場や繁殖場となります。アライグマにとっての安全な棲み家を地域ぐるみでなくしていきましょう。

※狩猟免許または捕獲従事者証をお持ちでない方が、箱わなを設置することは法律で禁じられています。捕獲従事者になる方法については、農政課へお問い合わせください。

自然災害により施設や農作物が被災したとき

台風や大雪、降ひょうなどの自然災害により、ハウスや倉庫、果樹棚、農作物などに大規模な被害が発生した場合、支援の対象となる場合があります。

農業施設や農作物が被災した際は、農政課へ御相談ください。

◆問い合わせ先◆ 農政課 経営支援担当 市役所本庁舎5階 ☎224・5939 (直通)

川越市農業ふれあいセンター休館のお知らせ

川越市農業ふれあいセンターはグリーンツーリズム拠点施設として改修整備を行っており、令和4年度の秋ごろにリニューアルオープン予定です。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先◆ 農政課 グリーンツーリズム担当 市役所本庁舎5階 ☎224・5939 (直通)

山林を所有している方へ

ナラ枯れ被害が発生しています

(仮称)川越市森林公園計画地を中心にナラ枯れ被害が発生しています。「ナラ枯れ」とは、「カシノナガキクイムシ」という体長5ミリくらいの虫がナラ類などの樹木に穿入（せんにゅう）し、木を枯らしてしまう現象です。

「カシノナガキクイムシ」は健全なナラ類等の木に飛来・穿入を行うことで、「ナラ枯れ」の被害を拡大させてしまう恐れがありますので、被害木にはできるだけ早急な対応が推奨されます。被害木については、枯死や倒木等に至る危険がありますので、所有者の責任で処理を行っていただく必要があります。処理方法がわからない場合には、専門業者に相談することをおすすめします。

●問い合わせ先● 農政課 農地保全担当 市役所本庁舎5階 ☎224・5939 (直通)

！ 農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

令和4年から農業者年金制度が改正されました。施行時期と改正の概要は次のとおりです。
※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

POINT

1

35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額保険料1万円から通常加入できるようになります（令和4年1月1日以降）。

POINT

2

農業者年金の受給開始時期が65歳以上75歳未満に広がります（令和4年4月1日以降）。※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

POINT

3

農業者年金の加入可能年齢の上限が65歳に引き上げられます（令和4年5月1日以降）。※国民年金の任意加入者に限る

詳しくは農業委員会事務局調整担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 農業委員会事務局 調整担当 東庁舎3階 ☎224・6134 (直通)

農業委員会事務局

人事異動

令和3年10月1日付

【市長部局へ出向】

こども未来部保育課主任

○酒井 亮

(管理担当主任)

【採用】

管理担当主事補

○堀口 優衣

全国農業新聞を
購読しませんか？

毎週金曜日発行

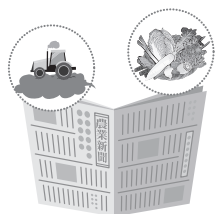
購読料 月700円

【お申込み】

農業委員会事務局

Tel 224・6134 (直通)

全国農業新聞



インタビュー

interview

Q. 就農のきっかけは？

A. 会社員として働いていましたが、地元に戻ることになったのを機に、昔から興味があった農家になるため、埼玉県農業大学校に入学しました。農業大学校では色々なことを学び、多くの人と出会う機会を得るなど、自分の人生の転機になったと思います。

学校での生活やその後の研修等を受ける中で、果実栽培に興味があったことからぶどう農園を始めました。私の場合、農家の先輩の教えや地域の協力を受けることができただけでなく、最初から土地や機械等の設備を借りることができたのも幸運でした。



BK シードレス



シャインマスカット

Q. 栽培品目はなんですか？

A. 昨年はシャインマスカットと巨峰系の新種であるBK シードレスを、6対4の割合で栽培しました。販売してみると、品種の知名度の差で売上が左右されることを身に染みて実感しました。

Q. 農業を始めてみて感じたことは何ですか？

A. 新規参入者は何もわからない状態から始めるため、教えてくれる人がいないとすぐに行き詰ってしまいます。農家の先輩方の教えや地元の支援・協力が重要と感じます。特に果樹は年1回しか収穫ができないことに加え、改善しようとしても多くの時間を要します。先輩方から様々な方法を教えてもらえたからこそ、ぶどうを栽培できていると思います。3年目の今でも初めて気が付くことがあり、まだまだだなと感じる日々です。

また、会社勤めの時よりも健康的な生活になった点は良かったなと思います。

Q. 将来の夢はありますか？

A. まずは栽培面積を増やしたいです。これからも技術を高めていき、地域の中心

として活躍できるようにしたいです。

Q. 読者の皆様に何か一言あればお願いします。

A. 今年は収量を増やし、庭先販売も始めたいと考えています。販売は9月上旬ごろからです。一度食べてみてください。よろしくお願います。



立派に実ったブドウ園

農委スポット情報では、「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。